

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録認証機関〔登録外国認証機関〕名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録認証機関〔登録外国認証機関〕の業務規程（変更）届出書

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第21条第1項前段（第21条第1項後段）〔第36条において準用する同法第21条第1項前段（第21条第1項後段）〕の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

備考 「1 変更の内容」及び「2 変更の理由」は、業務規程の変更の場合に記載することとし、「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。